

<記載の手引> 中小企業者向け省エネ促進税制による法人事業税の減免に関する対象設備明細書（法人事業税減免様式その2）

この明細書は、減免申請の対象となる事業所等について作成し、当該事業所等が複数ある場合は事業所等ごとに作成してください。

※ 設備の取得事業年度と供用開始事業年度が異なる場合は、供用開始事業年度分の対象設備の明細書に記載してください。

ページ／総枚数	この明細書(次葉様式を含みます。)の総枚数と、ページ番号を記載してください。
事業所等の明細>	<p>事業所等No 減免申請の対象となる事業所等ごとに、1から順に連番で番号をつけてください。</p> <p>(イ) 東京都内に所在する事業所等が対象となります。</p> <p>(ウ) 当該事業所等((ア)欄に記載した事業所等をいいます。以下同じです。)について、その用途及び様態を選択してください。</p> <p>(エ) 当該事業所等において取得した対象設備の総数を記載してください(同一型番の設備を複数台取得した場合は、型番ごとに1と数えます。)</p> <p>(オ) 当該事業所等における取得価額の合計額を記載してください。 ④欄で「事業用」を選択した設備については③欄の額を「事業用の設備」欄に、④欄で「住宅兼用」を選択した設備については⑤欄で算定した額を「住宅兼用の設備」欄に記載し、合計額を「合計」欄に記載してください(当該事業所等において4以上の対象設備を取得した場合は、次葉様式に記載した対象設備の取得価額も、上記の区分にしたがって加算してください。)</p> <p>(カ) 「地球温暖化対策報告書提出書等の控の写し」 当該事業所等について、添付する地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しを選択してください。減免取扱要領第4、2、第7、5(3)イに該当し、地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが提出できない場合は、「減免要綱第3(2)に規定する別に定める書類(「地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが提出できない場合の書類」(法人事業税減免様式その3))」を選択し、当該書類を作成・提出してください。</p>
設備の明細>	<p>① 取得した対象設備の種類(例：太陽光発電システム)、製造会社名、型番を記載してください。</p> <p>③ 対象設備の取得価額を記載してください。 対象設備の取得と同時に、導入推奨機器以外の設備やいわゆる中古設備等の減免対象外の設備を取得した場合は、対象設備と対象外の設備の取得価額を区分し、対象設備の取得価額のみを記載してください。</p> <p>④ 対象設備を事業用としてのみ使用している場合は「事業用」を、事業用だけでなく住宅用としても使用している場合は「住宅兼用」を選択してください。「住宅兼用」を選択した場合は、⑤欄で取得価額の算定を行ってください。 なお、住宅用としてのみ使用している設備は、減免対象にはなりません。</p> <p>⑤ ④欄で「事業用」を選択した場合は記載不要です。 ④欄で「住宅兼用」を選択した場合は、あん分方式又は簡易方式※のいずれかを選び、選択した方式で算定した取得価額(1円未満の端数が生じる場合は切り捨てます。)を記載してください。 なお、あん分方式を選択した場合は、あん分に使用した基準(例：床面積、エネルギー使用量)、全体の数値、事業用として使用している分の数値を備考欄に記載し、当該各数値の根拠となる資料を添付してください。 ※あん分方式…床面積やエネルギー使用量等、設備の使用状況に照らして社会通念上合理的と認められる基準による取得価額のあん分簡易方式…設備の取得価額の2分の1</p> <p>⑧ 各対象設備について、添付した資料を選択してください。また、各資料には、事業所等No(<事業所等の明細>左端の欄の番号)及び設備No(<設備の明細>左端の欄の番号)を記載してください。 例えば、「事業所等No 1、設備No 2」の領収書の写しには「1-2」と記載をお願いします。</p>

*減免取扱要領…「中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る法人事業税の減免取扱要領」(平成21年10月15日 21主課指第75号)